第 1 章

韓　国

－韓米 FTA 交渉にみる国内調整の難しさ－

奥田　聡

はじめに

韓国は輸出によって驚異的な高度成長を実現したが，同時に自由貿易体制の最大の受益者であった。そのため韓国は GATT，そしてその後身である WTO 体制の維持・発展の積極的支持を対外経済政策の柱に据えてきた。現在でも世界大の自由貿易をめざす WTO 体制への支持は，変わらずに堅持されている。

しかし現実には , 世界各国は FTA などによる経済統合を競っている。今世紀に入ってからはシンガポールをはじめとする ASEAN 諸国や中国，日本など近隣諸国が FTA 締結に向けて積極的行動に出るなか，韓国はこれら諸国の後塵を拝していた。最近になってようやく韓国も「同時多発的な」FTA 締結をめざし，積極姿勢を鮮明にしている。しかし FTA の本格的展開にともない，経済・外交的な得失や国内調整等，FTA にともなう諸問題も提起され始めている。FTA 反対運動も顕在化し，FTA は単に経済・外交的問題にとどまらず，国内政治における一大イシューとなっている。

本章では韓国の FTA 推進状況とその背景，そして韓国の FTA 政策とそれを取り巻く情勢の変化を概観する。最近における変化の例として韓米 FTA を例に取り , 経緯 , 予想される効果 , 官民の対応 , 補償措置などをみる。

最後に国内政治と関連した問題点と韓国 FTA の今後の展望を示す。

第 1 節　韓国の FTA 戦略

1．FTA 推進の背景

⑴　戦後自由貿易体制の恩恵

独立後の韓国が輸出をてこにした経済発展を成し遂げたことはよく知られた事実である。図 1 は，朝鮮戦争が終結した 1953 年から 2005 年までの韓国の貿易依存度と一人当たり所得 (1) の関係を示したものである。1970 年代前半までは，貿易依存度と一人当たり所得は連動関係にあった。その後の国内経済の本格的拡張で一人当たり所得と貿易依存度の連動関係は弱まったが，韓国経済を時折見舞った危機的状況では輸出が景気を下支え

図 1　韓国の 1 人当たり所得と貿易依存度

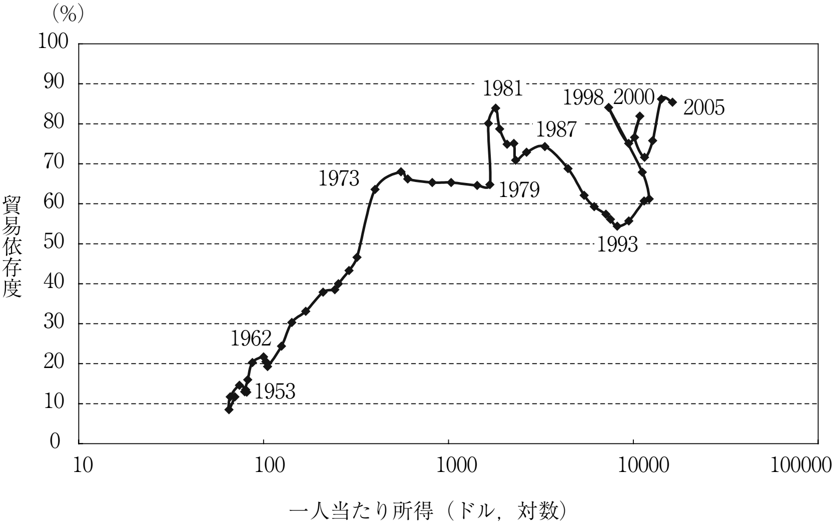

（出所）　韓国銀行経済統計システム（http://ecos.bok.or.kr/，2007 年 1 月 22 日採録）。

し，結果として貿易依存度が上昇した。具体的には，1980 年の大不況と 1997/98 年の経済危機の際にこうした現象がみられ，「韓国が GATT に代表される世界大の多国間自由貿易体制を最もうまく利用した」（外交通商部 [2006：151]）ことを示している。韓国は 1997/98 年の経済危機を迎えるまで WTO 体制を信奉する対外経済政策を行っていた。

⑵ アジア経済危機

アジア経済危機の波は韓国にも押し寄せ，1997 年から 1998 年にかけて韓国経済は極度の不振にあえいだ（図２参照）。しかし経済不振による輸入の減少に加えて輸出が落ち込まなかったことが幸いして，韓国は 1998 年に 400 億ドル近い空前の貿易黒字を稼ぎ出した。これにより国際収支改善を主目的として IMF との合意の下に韓国政府が 1998 年初頭から行ってきた緊縮的マクロ経済調整は消えていき，冷え込んでいた投資と消費は急速な「V 字回復」をみせた。この過程で成熟経済の軟着陸を模索していた韓国の新たな成長動力として，輸出の重要性が改めて見直された。

図２　韓国の実質経済成長率（支出項目別）

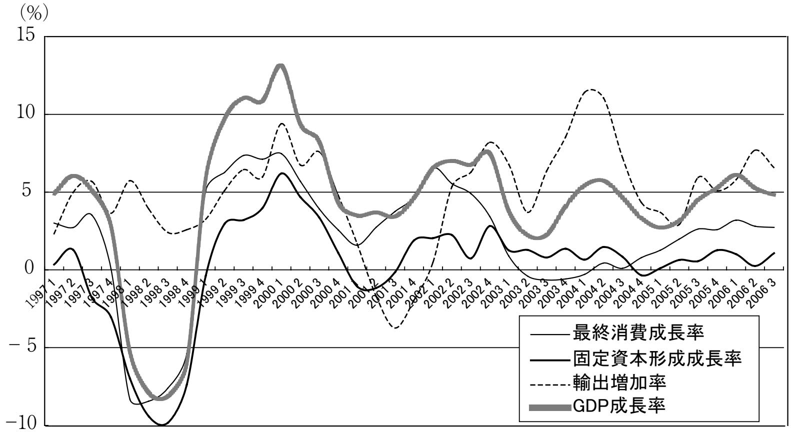

（注）　輸出は国民所得勘定ベース（ウォン建て）。
（出所）　韓国銀行経済統計システム（http://ecos.bok.or.kr/，2007 年 1 月 22 日採録）。

当時すでにWTOでの多国間交渉に向けての議論が難航する一方で，EUなど地域経済統合が盛行しつつあった。韓国の対外経済政策でも，それまで顧みられることのなかったFTAが脚光を浴びることになった。韓国初のFTAは韓国チリFTAで，1998年秋に推進が決まった。この背景には，輸出確保のために地域経済統合の流れに乗り，そこから疎外されることで生じる損失を防ごうという韓国政府の意図があった。同時期に日本とのFTAに関しても，民間研究の推進が決まった。

⑶ 「同時多発的FTA」の推進

21世紀に入り，韓国の対外経済政策におけるFTAの地位は次第に高まり，現在では多国間自由貿易体制であるWTOのそれをも凌駕するようになっている(2)。

アジアにも，FTA網構築競争の波は及んできた。とくに主要な競争相手である中国と日本が，2001年以降ASEAN諸国に対してFTA網構築競争を繰り広げるようになった。2003年半ばの段階で，韓国は対チリFTAに続く成果がなく，焦りを深めていた。一方WTOプロセスは遅々として進まず，2003年9月のWTO閣僚会議での合意失敗は韓国のWTO離れを決定的にした。

図2が示すように，2003年以降国内経済の沈滞は深刻度を増し，経済運営は輸出頼みの色彩を強めていた。家計債務累増で落ち込んだ国内消費は賃金の伸び悩みを背景に反転が鈍く，投資も国内消費不振の継続や割高な賃金，労使関係の難しさなどで伸び悩んだ。代わって景気の底割れを辛うじて防いでいたのが貿易黒字であった。

こうした情勢の下,韓国政府は「同時多発的な」FTA推進を内容とする「FTAロードマップ」を2003年8月に発表した。「同時多発的な」FTA推進の最大の理由は，他国に比べて遅れていたFTA推進状況を挽回し，FTA未締結にともなう韓国企業の機会費用を軽減するためである。それと同時に，複数国とのFTAを推進することで個別FTAのもつ否定的側面を相殺し，韓国の国益極大化を図るねらいもある。2002年までのチリおよび日本とのFTA交渉を通じたスキルの蓄積や，対チリ交渉妥結

にともなう国内的な条件整備なども積極姿勢への転換を後押しした。

同ロードマップでは，早期にFTAを推進すべき対象国として日本，シンガポール，ASEAN，メキシコ，EFTAなどをあげた。日本とシンガポールに対しては本格的にFTA交渉を推進し，ASEAN，メキシコ，EFTAとは共同研究または政府間の論議を推進することとした。また，中長期的には米国，EU，中国などの巨大経済圏やその他諸国とのFTA推進のための地ならしが行われることとなった。

2004年5月，FTAロードマップはさらに補完･拡張された。2004年ロードマップにおいては，2003年ロードマップでは中長期的な推進対象であったカナダとインドがFTA早期推進国に格上げされた。またFTAの効果を最大限享受するため，包括的FTAへの志向も明記された。

現在，韓国のFTAは2004年5月に補完されたFTAロードマップに沿って推進されている。交渉戦略としては大陸別橋頭堡をまず構築することをめざしている。ついで巨大経済圏とのFTA，将来有望な開発途上国とのFTAの順で推進することにしている。

⑷　FTA国内体制の充実

2004年FTAロードマップの作成によって，韓国のFTA政策は揺籃期から本格的な展開期に入ったといえよう。韓国チリFTAの批准遅延を教訓として，2004年ロードマップでは国内体制整備も進められた。そのなかで最も重要なのが「自由貿易協定締結手続き規定」（2004年6月大統領訓令）の制定である。同規定は，FTA推進を効率的に行うために対外経済長官会議の下にFTA推進委員会を置き，さらにその下にFTA実務推進会議とFTA民間諮問会議を置くことを定めた。民間諮問会議は国民の意見集約を目的とし，対外経済関連専門家および業界代表者をその構成員とする。そして，手続き規定にもとづき，交渉前には必ず公聴会を開催することとなった。

また外交通商部における取り組み体制も，大幅に強化された。2004年10月の外交通商部組織改編によって，同部通商交渉本部傘下に4課33名体制の自由貿易協定局（FTA局）が新設され，2005年1月に始動した。

表1　韓国のFTA交渉状況

相手国	現段階	交渉経過	備考
チリ	発効	1998.11　FTA推進に合意 1999.9　交渉開始に合意 2002.10.25　６回の交渉を経て妥結 2003.2.15　署名 2004.2.16　批准案国会通過 2004.4.1　発効	韓国側譲許：工業製品は１品目以外即時撤廃。発効10年後の自由化率は96.2% 主要例外品目:①除外:コメ，リンゴ，ナシ，②季節関税:ブドウ，③16年で撤廃:調製粉乳，ミックスジュース，④ドーハラウンド（DDA）妥結後に議論:ニンニク，タマネギ，唐辛子，酪農製品，⑤DDA後および関税割当：牛肉，鶏肉，ミカン。 チリ側譲許：工業品は即時撤廃率30.6%。発効10年後の自由化率は96.5%。 主要例外品目:①除外:洗濯機，冷蔵庫，②５年据置後８年で撤廃:鉄鋼，繊維･衣類。
シンガポール	発効	2002.11.14　産学官研究会発足 2003.10.23　交渉開始宣言 2004.11.29　５回の交渉を経て妥結 2005.8.4　正式署名（仮署名　4.16） 2005.12.1　批准案国会通過 2006.3.2　発効	韓国側譲許：即時撤廃率59.7%，発効10年後の自由化率は91.6%。 主要例外品目:石油製品，ボールベアリング，テレビ，コメ，リンゴ，ナシ，タマネギ，ニンニク，牛肉，養殖用活魚，熱帯観賞魚，合板，繊維板。 シンガポール譲許：全品目即時撤廃，開城工業団地製品4625品目（６桁）を韓国産認定。
EFTA	発効	2004.5.14　共同研究開始に合意 2004.12.16　交渉開始宣言 2005.7.12　４回の交渉を経て妥結 2005.12.15　正式署名（仮署名　9.13） 2006.6.30　批准案国会通過 2006.9.1　発効	韓国側譲許：工業製品の即時撤廃率91.1%，発効10年後の自由化率は96.6%。 主要例外品目：①再検討：石油製品，②除外：海苔，ワカメ，活魚類，冷凍ニベ，コメ，肉類，酪農製品，調味料，加工食品。 EFTA側譲許：工業製品，林産物，水産物は全品目即時撤廃。 農産物は韓国，EFTAともに二国間協定による。EFTA側の農産物即時撤廃率は35～55%。開城工業団地製品267品目（HS６桁）を韓国産認定。
アメリカ	政府間交渉妥結	2004.11　事前実務点検会議の開催合意 2005.9　米国，韓国をFTA交渉優先国に指定 2006.2.2　第１回公聴会 2006.2.3　交渉開始宣言 2006.6.5　第１回交渉 2006.6.27　第２回公聴会 2007.3.12　第８回交渉終了 2007.3.19-22　高位級交渉 2007.3.26-4.2　通商長官交渉 2007.4.2　妥結	TPA時限は2007年６月。交渉期限は事実上同年３月末まで。 交渉体制，争点，分科会構成等については別表参照。
ASEAN	物品協定発効	2003.10.8　共同研究開始に合意 2004.2　専門家グループ構成 2004.11.30　交渉開始宣言（２年以内の妥結を目標） 2005.12.13　包括的経済協力に関する基本協定署名	タイは物品協定に未署名。開城工業団地製品に対してはASEAN各国がそれぞれ100品目を選んで韓国産認定。サービス・投資については交渉が継続中。 ノーマルトラック（品目･金額90%以上）:撤廃年限は韓国とASEAN６が2010年，ベトナムが2016年，カンボジア，ラオス，ミャンマーが2018年。

		2006.4.28　物品貿易交渉妥結 2006.8.24　物品協定・開城工業団地関連書簡類署名 2007.4.13　第 17 回交渉終了 2007.6.1　物品協定発効	センシティブ品目（金額７％）：関税減免は，2012 年　20%,　2016 年　0 ～ 5%（ベトナムは５年猶予，他３カ国は８年猶予）。 高度センシティブ品目（HS6 桁 200 品目または品目数３％以下，韓国と ASEAN ６はさらに金額３％以下）：Ⓐ関税 50% 上限，Ⓑ関税２割引き下げ，Ⓒ 関税半減，Ⓓ関税割当設定，Ⓔ除外（40 品目以下）の５方式。
日本	交渉中	1998.11　民間共同研究（アジ研・KIEP）開始に合意 2000.9.23　日韓 FTA ビジネスフォーラム設置に合意 2002.3.22　産学官共同研究会設置に合意 2003.10.20　交渉開始に合意 2004.11.3　第６回交渉終了　（以後中断）	
メキシコ	交渉中	2000.5　FTA 推進に合意 2002.7　研究開始に合意 2003.11　メキシコ，FTA モラトリアム宣言 2004.4　共同専門家グループ構成に合意 2005.9.9　戦略的経済補完協定（SECA) 推進に合意 2006.6.16　第３回 SECA 交渉終了	SECA は FTA の前段階との位置づけ。メキシコ側が FTA 反対のため，メキシコとラテンアメリカ諸国との間での推進実績のある SECA を採用。
カナダ	交渉中	2004.11　FTA 予備協議開催に合意 2005.7.11　交渉開始に合意 2007.4.26　第 10 回交渉終了	
インド	交渉中	2004.10　共同研究グループ設置に合意 包括的経済パートナーシップ協定（CEPA）を研究 2006.2.6　CEPA 交渉開始宣言 2007.4.6　CEPA 第６回交渉終了	
メルコスール	政府間共同研究	2004.11　共同研究に合意 2006.11.1　共同研究第４回会議終了	
EU	予備合意	2006.5.15　FTA を前提としない予備協議に合意 2006.9.27　第２回予備協議終了 2006.11.24　公聴会開催	
中国	民間共同研究	2004.9　民間共同研究（KIEP, 国務院発展研究中心）開始に合意 2006.11.17　産学官共同研究開始に合意 2007.3.22　第１回産学官共同研究開催	

（出所）　外交通商部 FTA ホームページ（http://www.fta.go.kr/fta_korea/policy.php，2007 年 4 月 29 日採録）。

２．韓国 FTA の現況

外交通商部は 2005 年３月 30 日，ロードマップにうたわれた「同時多発的 FTA 推進」を具体化した 2005 年度業務計画を盧大統領に報告した。これによれば，2007 年までに 50 カ国と FTA を締結する計画である。

2007 年１月現在，韓国がかかわっている FTA を総括したのが表１である。すでに発効しているのはチリ（2004 年４月１日発効），シンガポール（2006 年３月２日発効），EFTA ４カ国（2006 年９月１日発効）の３つである。日本が近隣のアジア諸国との FTA に力を入れているのに比べると，韓国の FTA 対象はより遠隔の国を選んでいる。その背景には，交渉戦略として大陸別 FTA ネットワークの構築を急いでいる事情があり，すでに発効している３つの FTA はそれぞれ南米，アジア，欧州における橋頭堡との位置づけがなされている。

最近の韓国政府の FTA 交渉方針は，2007 年１月４日発表の「2007 年経済運用方向」が示している。このなかで政府は現在交渉中の FTA について交渉を加速させる方針を示している。

最も急がれているのは，北米での橋頭堡作りである。米国との FTA は最重要課題であり，2007 年４月に交渉が妥結した（第２節にて詳説）。メキシコとは，NAFTA への橋頭堡的役割を期待されながら交渉が行き詰った。またカナダとは，2007 年内の妥結をめざしている。

ついで EU，中国，ASEAN などの巨大経済圏との FTA が推進される。EU とは 2007 年中の交渉開始が予定されている。国内農業への影響が心配される中国との FTA については，これまで韓国は慎重な姿勢を保ってきたが, 2007 年３月に産学官共同研究が始まった。ASEAN との FTA は，アジア市場への橋頭堡としての役割にも期待がかかる。物品協定はすでに署名済み(3)で, 2007 年４月に国会が批准に同意, ６月１日に発効した。サービス・投資協定については 2007 年 11 月末までの交渉妥結を目標としている。

このほか，有望新興国家との FTA も進められている。なかでも，インドとの FTA (4) に政府は積極的で，2007 年内の妥結をめざしている。

韓国のかかわる FTA 交渉のすべてが順調に進行しているわけではない。前述のようにメキシコとの FTA [5] は，メキシコ国内での FTA に対する反発から中断している。日本との交渉は 2004 年 11 月の第６回交渉以後，韓国側の反発によって中断している [6]。

また韓国チリ FTA では，韓国側の批准が困難を極めた。ブドウ農家などがチリとの FTA 署名後に相当な被害を受けることを知り , 与野党の農村出身議員を動かして批准阻止を図った。批准同意案は 2003 年 12 月～ 2004年２月に３回否決され, 2月16日の第４回採決でようやく可決された。韓国チリ FTA の批准過程におけるもたつきは，韓国の FTA 推進における国内対策の不十分さを改めて示し，これを教訓に国内体制の整備が進められた。

これまでの韓国政府の努力にもかかわらず FTA 発効の実績は３つにとどまっている。韓国政府は今後同時並行して FTA 交渉を進め，できるだけ多くの協定発効をめざす意向である。

第２節　韓米 FTA の概要

韓米 FTA をめぐっては，韓国の国論を二分する激しい議論が繰り広げられた。2006 年２月３日の交渉開始宣言以来，賛成・反対それぞれの立場の論者が出版合戦を繰り広げ，マスコミも交渉の進捗状況や賛否両派の立場や動きを逐一報道した。交渉は紆余曲折の末に 2007 年４月２日に妥結した。

韓米 FTA は経済的影響もさることながら，安全保障，対北朝鮮政策など，国の根幹にかかわる政治・外交的な諸事項にも影響する。このため韓米 FTA の行方に対して国民的な関心は非常に高かった。

１．意義

まず経済的な意義からみてみよう。第１に , 世界最大の市場をもつ相手

とのFTAである。2005年の世界輸入総額10兆7186億ドルのうち，米国は最大の16.2%を占める(7)。だがメキシコ，カナダ,中国に押され，米国市場での韓国のシェアは3.3%（2000年）から2.6%（2005年）に落ちた。米国とのFTAによって，シェア縮小に歯止めをかけるのが韓国側のねらいである(8)。第２はFTAの「後光効果」である。FTAを推進していることが国内制度の透明性を連想させ，国際的評価を高める場合がある。実際，韓国チリFTAの発効によって韓国の国際信用格付がA－からAに上昇している。第３は生産性の向上があげられる。韓米FTAによってサービス業など韓国が国際的にみて遅れをとっている部門にも競争が及び，効率が向上すると考えられる。

経済面以外の意義としては，第１に韓米同盟の強化があげられる。米国と距離を置くことをアピールした盧武鉉政権が出帆して以降，韓米関係は不調続きだった。韓米FTAが締結されれば，韓米両国は軍事・経済両面での同盟関係に入り，関係強化が期待される。第２は中国との距離を保つうえでの利用価値である。近隣の日中両国が米国とのFTAへ動きをみせていないことから，これら諸国に先んじて対米FTAをまとめることで，米国との関係において相対的優位に立ち得ること，さらには韓国の過度な対中傾斜を是正して米中の間で適正な距離を保つことに韓米FTAは役立つと期待される。

２．交渉経過

韓米FTAの起源は，1980年代後半まで遡る。当時韓米貿易における韓国の黒字が急増し，繊維，履物，知的財産権，保険など広範囲な分野で両国間に摩擦が頻発していた。こうした状況を一挙に打開する奇策として，当時のレーガン米政権から韓米FTAの打診があったという（Choi and Schott [2001：２]）。韓国がFTA交渉を本格的に展開し始めた2000年以降に，再び韓米FTAに対する関心が高まった。

韓米FTAが水面下での準備段階から「水面上」に浮上したのは，2003年８月のFTAロードマップ策定のときであった。米国は，巨大経済圏と

のFTA推進対象のひとつに選ばれたのである。しかし，この段階では国内農業への影響が大きい韓米FTA締結は現実的とは考えられず，その後短期交渉対象国への格上げも行われなかった。

だが表2の交渉経過にみるとおり，交渉開始に向けての準備は着々と進んだ。2004年5月にシャイナー米国通商代表部（USTR）次席代表が韓米FTAへの関心を表明し，その後もヒル駐韓米国大使など米国側要人による関心表明があった。のちに「4大前提条件」と呼ばれる自動車，薬価算定方式，牛肉，映画の4部門における米国の対韓要求や韓国農業の開放要求は当時すでに韓米間通商摩擦の一部として存在していたが，米国側はこれら懸案の解決がFTA交渉開始の条件となることを明言していた。それまでの韓米交渉および国内対策を経てもなかなか解決されなかった諸難題の一括整理を意味する韓米FTAに対して，韓国は当初慎重な姿勢であった。

それでも，韓国は米国とのFTA推進の道を選択した。外交通商部が公表する交渉経過[9]と新聞報道を総合すると，韓国側の慎重姿勢が変化したのは2005年夏から秋にかけてとみられる。金鉉宗通商交渉本部長が2005年7月と9月の2回訪米し，上下院議員，米国の業界関係者，政府関係者との面談を行っている。9月の訪米では通商長官会談においてポートマンUSTR代表が，スクリーン・クォータ[10]や牛肉輸入再開などの懸案解決が韓米FTA交渉開始のために重要である旨再度強調するとともに，FTAの新規交渉先として韓国など4カ国が選抜され精査を行うことも表明した[11]。また同時期に出された韓米財界会議の報告書は，韓米FTA交渉開始と関連してスクリーン・クォータ縮小や自動車，医薬品などの懸案解決を促した[12]。米国行政府に与えられた大統領貿易促進権限（TPA）は2007年7月1日で失効する。韓国は決断を迫られていた。

この後，韓国内で韓米FTA締結に向けた動きが出てくる。2005年秋，青瓦台（大統領官邸）では韓米FTAの交渉開始の是非をめぐって相当議論があった模様である[13]。最終的に金鉉宗通商交渉本部長による韓米FTA交渉開始の提案を，韓米同盟関係強化の観点から盧武鉉大統領が受け入れ，その旨を10月頃ブッシュ米国大統領に電話で伝達した[14]。これ

表２　韓米 FTA の交渉経過

年	月　日	
2003	8	「FTA 推進ロードマップ」作成 中長期的課題としてアメリカなど巨大経済圏との FTA を推進
2004	5	USTR 次席代表，韓・米 FTA 締結に対する関心表明 以後，在韓米国大使など関係者が数回関心表明
2004	11	韓・米通商長官会談（チリ）で FTA 推進可能性を検討する 事前実務点検会議の開催合意
2005	2.3	韓・米 FTA 事前実務点検会議第１次会議開催（ソウル） FTA 推進手続き及び経済的妥当性論議
2005	3.28-29	韓・米 FTA 事前実務点検会議第２次会議開催（ワシントン） 物品分野市場アクセス，農業，繊維，原産地規則，知的財産権，政府調達， 貿易救済など両国 FTA 協定文の分野別主要内容及び政策関連論議
2005	4.28-29	韓・米 FTA 事前実務点検会議第３次会議開催（ワシントン） サービス，金融サービス，投資，通信，電子商取引，労働，環境，競争， 透明性など両国 FTA 協定文の分野別主要内容と政策関連論議
		以後６回の通商長官会談開催を通じて韓・米 FTA 開始の可能性模索
2005	5.2	韓・米通商長官会談（パリ，OECD 閣僚理事会）
	6.3	韓・米通商長官会談（済州，APEC 会議）
	9.20	韓・米通商長官会談（ワシントン）
	10.11	韓・米通商長官会談（ジュネーブ）
	11.16	韓・米通商長官会談（釜山，APEC 会議）
2006	1.31	韓国通商本部長・ポートマン USTR 代表会談（ワシントン）
2005	7.24-28	韓国通商本部長訪米，主要上下院議員および業界を説得
	9.19-21	韓国通商本部長訪米，主要政府関係者と会談
2005	9	米国行政府，韓国など ４カ国を FTA 優先交渉対象国に選定
		政府内部会議，外部専門家諮問，アンケートの調査などを通じた検討 2004 年 11 月　全経連（87%），12 月　貿易協会（75%）および韓国ギャラップ（80%） 2006 年２月　中小企業協同組合中央会（80%）の日本，米国との FTA に対する 世論調査の結果，回答対象大部分が韓・米 FTA 締結に賛成（カッコは賛成割合）
2006	2.2	韓・米 FTA 推進関連公聴会開催 対外経済長官会議の報告および決定
2006	2.3	韓・米 FTA 推進発表（ワシントン米上院議事堂） 韓国通商本部長・USTR 代表共同記者会見
2006	3.6	韓・米 FTA 第１次非公式事前準備協議開催
	4.17-18	韓・米 FTA 第２次非公式事前準備協議開催
2006	6.5-9	韓・米 FTA 第１次公式交渉開催（ワシントン）
	6.27	韓・米 FTA 推進関連公聴会開催
	7.10-14	韓・米 FTA 第２次公式交渉開催（ソウル）
	9.6-9	韓・米 FTA 第３次公式交渉開催（シアトル）
	10.23-27	韓・米 FTA 第４次公式交渉開催（済州）
	12.4-8	韓・米 FTA 第５次公式交渉開催（モンタナ）
2007	1.15-19	韓・米 FTA 第６次公式交渉開催（ソウル）
	2.11-14	韓・米 FTA 第７次公式交渉開催（ワシントン）
	3.8-12	韓・米 FTA 第８次公式交渉開催（ソウル）
2007	3.19-22	韓・米 FTA 高位級交渉開催（ワシントン）
	3.26-4.2	韓・米 FTA 通商長官会議開催（ソウル）
	4.2	韓・米 FTA 交渉妥結

（出所）　外交通商部自由貿易協定ホームページ（http://www.fta.go.kr/fta_korea/info.php?country_id=19，2007 年４月 29 日アクセス）。

に対し米国側は，韓国側の真意を確かめるため最小限の誠意，つまり懸案事項へ取り組むよう要求した[15]。

韓国政府は４大前提条件の充足に向けいち早く行動した（表３）。2005年10月20日には米国での狂牛病発生のため停止されていた米国産牛肉輸入の再開を決定し，10月30日には薬価制度については価格切り下げをともなう制度改革の作業を中断することとした[16]。また，11月４日には自動車排ガス規制強化の２年間猶予，2006年１月26日には映画のスクリーン・クォータ縮小を決めた。

こうして韓米FTAの正式交渉に向けての障害は取り除かれ，2006年２月３日に交渉開始が宣言された。しかし2006年10月の第4回交渉以降は合意形成のペースが大幅に鈍り，2007年２月14日に終わった第７回交渉に至っても両国の主張の隔たりは埋まらなかった。１月18日に国会から交渉戦略文書の流出事件が起こり，交渉終盤において交渉団は交渉戦略の練り直しを余儀なくされ，一時は韓国内において妥結を危ぶむ空気も

表３　韓米FTA交渉開始の「4大前提条件」

項　目	年 月 日	摘　要
牛肉	2003年12月24日	韓国政府，米国での狂牛病発生を受け，米国産牛肉の輸入を事実上停止
	2005年10月20日	韓国政府，米国産牛肉輸入再開の方針を決める
	2006年1月13日	骨をすべて除去した，生後30カ月以下の米国産牛肉の輸入再開で韓米が合意
	2006年9月9日	米国産牛肉輸入を再開
	2006年11月25日～12月7日	輸入再開分の米国産牛22.3トンに骨片がみつかり，全量返送または廃棄
スクリーン・クォータ	2006年1月26日	スクリーン・クォータを年間146日（４割）から73日（２割）に削減する方針を決定
	2006年7月1日	スクリーン・クォータ削減を実施
薬価	2005年10月30日	薬価改革の作業を中断
	2006年5月3日	福祉部，健康保険薬価適正化方案を発表
	2006年7月下旬	薬価適正化方案に関する立法予告
	2006年12月27日	「国民健康保険療養給与の基準に関する規則および新医療技術等の決定・調整基準」の改正･施行（薬価適正化方案の施行）
自動車	2005年11月4日	2006年１月施行予定の新排ガス基準適用を２年間猶予

（出所）新聞報道より筆者作成。

流れた。しかし，３月８日から12日まで行われた第８回交渉では，自動車，農業などセンシティブな争点を残して大方決着が付き，交渉妥結が現実化した。交渉の最終的な行方は，３月26日からの通商長官交渉での高度な政治判断に委ねられた。通商長官交渉の傍ら，３月29日には盧武鉉大統領が米国のブッシュ大統領との電話会談を行って，韓米FTAにおける自動車，農業などの争点について話し合った。上述のとおり，米国政府に与えられたTPAは７月１日で期限切れを迎えるが，米国議会への報告に必要な期間90日を見込むと，韓米FTAの事実上の交渉期限は３月末までとされていた。しかし，当初の期限までに通商長官交渉は決着せず，急きょ２日間交渉が延長された。そして，ついに４月２日に14カ月にわたる交渉は妥結をみた。韓米両国にとって大きな外交的挑戦であった韓米FTA交渉妥結の背景には,両国大統領が政権末期にあったことやさらなるFTA交渉妥結の実績を欲していたことなど，首脳間に交渉妥結を望む政治的なコンセンサスが存在していたことも幸いしたと思われる。

３．妥結内容

主要争点における経緯と妥結内容をやや詳しくみていくことにする。まず自動車と牛肉のケースを取り上げてみよう。前者は米国が，後者は韓国が守勢に回ったケースであるが，共通しているのは関税引き下げだけではなく，関連制度改革と解釈される税制改定や検疫のような事柄をも絡めた包括的な議論が繰り広げられたことである。

⑴　**自動車**

韓米間の自動車貿易においては，韓国側の大幅出超が続いている。2005年の完成車の対米輸出台数は70万9000台に上るが，対米輸入は5500台にすぎない(17)。自動車貿易額では，2005年の対米黒字は実に103億ドルに上り，自動車は名実ともに対米黒字の稼ぎ頭となっている。

現在，韓国から米国への自動車輸出においては,乗用車に2.5%,ピックアップトラックを含む商用車には25%の関税が賦課される。米国市場で

はブランド・技術競争力の面で日米欧に及ばず，価格競争力を武器にシェア拡大に挑んできた韓国車にとって，米国の関税撤廃によって生じる追加的な価格引き下げ余力はかなり魅力的である。近年ではウォン高のために米国市場での価格競争力が低下し，日本車にシェアを奪われる状況が続いていた。一方，米国車メーカーは，日韓などアジア自動車メーカーの追い上げに直面して米国内でのシェアをじりじりと減らしていた。外国車が浸透していない韓国市場は米国メーカーの目には有望市場と映ったが，反面それは市場の閉鎖性をも意味していた。米国から韓国への自動車輸出にあたっては , 乗用車８％ , 商用車 10%の関税が賦課される。

韓国メーカーは，対米輸出をさらに伸ばす要因となる韓米 FTA を歓迎する立場である。2006 年 12 月 21 日には韓国自動車工業協会と韓国自動車工業協同組合が連名で「韓米 FTA の成功裡の妥結を求める決議書」を発表した。同決議書は，韓国の自動車輸入関税撤廃についても肯定的に評価している。これが米国の対韓自動車輸出増加につながり，韓米間の自動車摩擦解消に役立つという理由からである。しかし, 実際には韓国メーカーは手放しで韓国市場への米国自動車流入を歓迎しているわけではない。韓国メーカーが恐れるのは米国を通じた第三国車の流入，なかんずく日本車の流入である。2006 年２月から５月にかけて韓国政府の韓米 FTA 企画団が行った各界からの意見集約において，自動車工業協会は日・欧車の迂回輸入を防ぐための高水準の原産地規則の策定を韓国政府に求めた。６月 27 日の韓米 FTA 第２回公聴会のために事前配布された各業界の要望のなかでも，自動車業界は日本車などの迂回輸入防止のための厳格な原産地規則策定を再度政府に要望した。一方の米国車メーカーも，FTA という絶好の機会をとらえた韓国市場攻略に乗り出した。この目的のため，米国車メーカーは米国政府への働きかけを強めた。2006 年 11 月 14 日，米国自動車メーカーのビッグスリー（GM，フォード，クライスラー）の最高経営責任者（CEO）がホワイトハウスでブッシュ大統領とチェイニー副大統領に面談した。その席で米国自動車メーカーの CEO は，苦境を訴えるなかで韓国市場の閉鎖性に言及した [(18)]。韓国自動車市場開放のための米国メーカーの具体的要求は，FTA にともなう韓国の輸入関税完全撤廃の

ほか，排気量が課税基準となっている韓国の自動車税の税制を価格基準に改めさせることなどであった。これは大型車に強く，価格が日欧よりも相対的に安い米国車の特性を勘案した要求であった。

自動車は交渉開始前における前提条件のひとつであった。韓国の2006年排ガス規制適用を米国車には２年猶予することが交渉前に決まったが，交渉開始後も自動車に関する米国の要求は続いた。交渉における米国側の姿勢は，米国車メーカーの立場をそのまま反映するものであった。米国の要求は韓国の自動車税課税基準の変更だけではなく，特別消費税や自動車購入者に対する地下鉄公債の購入義務づけ[19]などの関連制度改革にまで及んだ。韓国側も韓国車メーカーの要望をもとに交渉に臨んだ。韓国側はとくに米国の乗用車関税（2.5％）の即時撤廃に全力を注いだ。交渉を通じて，自動車の大幅出超を続ける韓国側は米国の要求を受容する姿勢をみせてきたが，米国は韓国側が希望する米国の自動車関税撤廃に関して，交渉最終盤の通商長官交渉に入ってからも関税撤廃計画の開示に応じなかっ

表４　自動車分野の合意内容

(1) 関税譲許

区分	即時撤廃	３年以内	５年以内	10年以内
韓国	乗用車・部品など116品目（８％）	−	−	低公害車（８％）
米国	3000cc以下乗用車・部品など18品目（０～2.5％）	3000cc超乗用車など16品目（０～５％）	タイヤ（４％）	商用車（ピックアップを含む）（25％）

（注）　カッコ内数値は現行関税率。

(2) 韓国の税制改定

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">車種</td><td rowspan="2">軽自動車</td><td colspan="4">乗用車</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>中型車</td><td>大型車</td></tr>
<tr><td colspan="2">排気量</td><td>800cc以下</td><td>1000ccまで</td><td>1600ccまで</td><td>2000ccまで</td><td>2000cc超</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別消費税</td><td>現行</td><td>免除</td><td colspan="3">５％</td><td>10％</td></tr>
<tr><td>改定</td><td colspan="2">免除</td><td colspan="2">５％</td><td>８％（３年後は５％）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車税（cc当たり）</td><td>現行</td><td>80ウォン</td><td>100ウォン</td><td>140ウォン</td><td>200ウォン</td><td>220ウォン</td></tr>
<tr><td>改定</td><td colspan="2">80ウォン</td><td>140ウォン</td><td colspan="2">200ウォン</td></tr>
</table>

（出所）　サムスン経済研究所，「韓米FTAと企業の機会活用」，2007年４月25日（韓国語）。
原資料は韓国外交通商部，「韓米FTA分野別最終交渉結果」，2007年４月（韓国語）。

た。

それでも，妥結内容をみると韓米両国の主張がかなりの部分取り入れられている（表４参照）。韓国側が求めてきた乗用車の関税（2.5%）の即時撤廃が実現した。米国のセンシティブ品目で25%の高関税で守られてきた商用車についても，10年後ではあるが関税撤廃が約束された。米国側の韓国に対する関税引き下げもほぼ要求どおり受容された。低公害車を除く自動車全般については韓国の関税が即時撤廃される。また，韓国の税制改定に関しては自動車税の課税基準を価格に変更することはできなかったが，大型車における税率引き下げ（cc当たり220ウォンから200ウォンへ）が実現した。車両購入時の特別消費税についても大型車の税率引き下げが実現した。現行10%の特別消費税率が韓米FTAの発効と同時に８%に引き下げられ，さらに３年後には５%に引き下げられる予定である。一方，韓米がそれぞれ要求しながらも実現しなかった事項としては，韓国の自動車税課税基準の排気量から価格への変更（上述）や韓国への日本車など第三国車の迂回輸入防止のための厳格な原産地規則の導入などがあげられる。

⑵ 牛肉

米国にとって韓国は牛肉の大口輸出先のひとつであったが，現在では狂牛病発生後の禁輸措置にともなって対韓輸出実績はゼロに転落している。牛肉の対韓輸出を実現させたい米国生産者の強い意向が，韓米FTA交渉にも色濃く反映された。

米国での狂牛病発生にともない，韓国は2003年12月に米国からの牛肉輸入を停止した。牛肉の対米輸入禁止が実施された2003年の対米牛肉輸入量は27万トン弱で，輸入牛肉全体の４分の３以上を占めるほどの圧倒的な強みを発揮していた(表５参照)。しかし,対米輸入禁止にともなって,米国産牛肉が占めていた大きな市場シェアは韓国産牛肉やオーストラリアおよびニュージーランドなどの牛肉に移った。2005年の牛肉の輸入先別シェアをみると,米国産牛肉がゼロに転落した反面,それまで２番手であったオーストラリア牛肉が約３分の２を占めるに至った。

表５　韓国の牛肉調達先

（万トン）

	2003 年	シェア	2005 年	シェア
国産	14.2	28.9%	15.2	44.2%
輸入肉	34.9	71.1%	19.2	55.8%
米国	26.7	(76.5%)	0.0	(0.0%)
オーストラリア	5.2	(15.0%)	12.8	(66.9%)
ニュージーランド	2.4	(6.8%)	5.8	(30.4%)
その他	0.6	(1.7%)	0.5	(2.7%)
合計	49.1	100.0%	34.4	100.0%

（出所）『毎日経済新聞』2007 年 4 月 4 日付より筆者まとめ。

アメリカ畜産農家にとって，狂牛病発生にともなう輸出停止は大打撃で，輸出の回復を求める彼らの声に米国政府は対応せざるを得なくなっていた。米国は韓国に対して牛肉輸入の再開をあらゆる機会をとらえて働きかけてきたが，2005 年以降はそうした働きかけは韓米 FTA 交渉開始と関連づけて行われるようになった。その後韓米 FTA の交渉開始のための前提条件の一環として 2005 年 10 月に韓国政府が輸入再開を決めたのは上述のとおりである。米国生産者は米国政府に対して，韓米 FTA 交渉において韓国市場の開放に向けて攻勢を緩めないよう求めてきた。交渉最終局面においても米国生産者の強硬姿勢に変化はなかった。2007 年 3 月 20 日に米下院歳入委員会貿易小委員会は，韓米 FTA 交渉開始以来初めて公聴会を開催した。この公聴会で，自動車，農産物関係者と並んで米肉類研究所のボイル所長は「米国産牛肉の全面開放を韓米 FTA の前提条件とするべき」と迫った[(20)]。

一方，守勢に回った韓国の畜産農家も手をこまねいていたわけではなかった。一部の先鋭化した集団は，他の韓米 FTA 反対団体と組んで街頭抗議などの反対運動に乗り出した。しかし，先鋭化した集団は多数派とは言い難く，大多数の穏健勢力は，政府に対する申し入れなどによって牛肉市場開放のショックを和らげるよう努力した。とくに注目されるのが畜産関係者による韓米 FTA 交渉団への直接的な建議である。2006 年 8 月 14 日，全国畜協組合長協議会のユン・サンイク会長らが韓米 FTA 交渉団の金宗壎首席代表と面談し，牛肉などの畜産物を韓米 FTA の交渉対象から除外するよう求めた建議書を手交した。この際金首席代表は，「交渉除外の要

請はこれまでにいくつかあったが，直接建議書を渡されるのは初めてのこと」とし,「畜産人らの立場が反映されるよう努力してみる」と答えた[(21)]。

牛肉に関する韓米 FTA 交渉において，米国交渉団は米国の牛肉生産者の強い韓国市場開放要求を背景に，コメや肉類およびその他農産物を含めた全農産物の関税撤廃を韓国に対して要求する戦術をとった。米国はこの戦術を交渉の最終段階である通商長官交渉まで維持した。交渉開始の前提条件となっていた米国産牛肉の輸入開始決定（2005 年 10 月）に沿って，交渉期間中の 2006 年 9 月に 30 カ月以下の骨なし肉に限り輸入が再開されたが，11 月末から 12 月初めにかけて輸入品検査において小さな骨片が相次いでみつかり，輸入全量が返送または廃棄された。こうした韓国の措置に米国は強く反発し，韓米 FTA 交渉の新たな火種となった。牛肉交渉での決裂が交渉全体の決裂につながりかねないとの雰囲気すら一時は広がり，牛肉交渉がディール･ブレーカー（交渉のぶち壊し役）とも目された。米国側は，交渉の最終段階になってそれまで交渉が続けられてきた骨なし肉のほか，骨付き肉の扱いを持ち出してきた。韓国は骨を危険部位とみて骨付き牛肉の輸入をいまだに禁止しているが，米国側は FTA 交渉の最終段階で骨付き肉の輸入再開を約する文書の提出を韓国側に求めた。一方，交渉を通じて韓国側は，自国の生産者からの牛肉の FTA 交渉対象除外の要請や自国産牛肉に対する国民感情の特殊性などを勘案し，牛肉に対する交渉対象除外や輸入割当，セーフガードなど多様な規制手法を持ち出しながら米国側の攻勢に対して抵抗を試みた模様である。

妥結内容を整理すると，韓米 FTA において韓国に輸出される米国産牛肉は除外対象とならなかった。骨なし牛肉については，現在 40％の関税率を毎年 2.7 ポイントずつ引き下げ，15 年間で関税を撤廃することになった。現在関税率が 75％の牛肉加工品についても 15 年間で関税を撤廃することになった。また農産物特別セーフガードが認められ，一定量を上回る牛肉が米国から韓国に輸出された場合，特別関税が別途賦課されることになる。骨付き肉の扱いは，検疫の扱いをどうするかという議論となった。韓国側から輸入を約束する書面の提出はせず，口頭の約束にて米国の了解を得て，米国牛肉に対する国際獣疫事務局（OIE）の狂牛病評価等級が出

される５月以降輸入再開協議を行うこととなった。

⑶　その他の争点

韓米 FTA 交渉では自動車と牛肉以外にも争点は多数あった。その多くは終盤に至っても韓米両国の主張に相当の隔たりがあった。おもな争点は次のとおりである [(22)]。

韓国側が当初から大きな関心をもっていた開城工業団地製品の韓国製認定 [(23)] は，米国が拒否し続けた。この取り扱いは , 両国の対北朝鮮政策の根幹にかかわるだけに最後まで争点として残るかにみえ，米朝間の険悪な関係から推して韓国側がこれをあきらめざるを得ないとの観測も流れた。しかし，意外にも３月 12 日からの第８回交渉で米国側が開城工業団地製品の韓国製認定について大筋で同意した。妥結内容は，開城工業団地製品に対する特恵関税付与を協議する「朝鮮半島域外加工地域委員会」を設け，朝鮮半島の非核化や労働・環境基準の充足などを条件に域外加工地域を指定する別途付属書の採択をめざすこととなった。

一般物品貿易（繊維，農産品を除く）では第６回交渉までに，即時撤廃率が韓国 85.1% , 米国 83.9%（いずれも品目数基準）まで高まった。この段階で, 10 年以内の関税撤廃が約束されない例外品目は, 韓国 83 品目（水産，林産物が中心)，米国 53 品目（自動車など）となっていた。最終合意では , 両国は一般物品関税を全廃することになった。また，３年以内に関税撤廃が実現する品目は 94%に上る（表６）[(24)]。

繊維は米国のセンシティブ品目であるが，米国側は国内調整に手間取って回答を引き延ばした。韓国側は米国の即時関税撤廃を要求し，原糸基準（yarn forward）による原産地規則の緩和を求める一方で，米国側が導入を主張する繊維セーフガードについては反対していた。妥結内容をみると , 両国は繊維関税を全廃することになり，即時撤廃率（金額ベース）も米国が 61.2% , 韓国が 72%に達する。ただし，セーフガードと原糸基準は導入が決まった [(25)]。

農業ではセンシティブ品目における双方の意見の隔たりが大きく，韓国側が強く望んでいたコメの除外は最終段階でようやく決まった。コメの除

表6　物品関税譲許の合意内容

	韓国側	米国側
即時撤廃	乗用車（8），キシレン（5），通信用光ケーブル（8），航空機エンジン（3），エアーバッグ（8），電子計測器（8），バックミラー（8），デジタルプロジェクションテレビ（8）ほか	3000cc以下乗用車（2.5），LCDモニタ（5），ビデオカメラ（2.1），貴金属装飾品（5.5）ポリスチレン（6.5），カラーテレビ（5），履物（8.5），電球（2.6），電気アンプ（4.9）ほか
3年撤廃	尿素（6.5），シリコンオイル（6.5），ポリウレタン（6.5），歯磨き粉（8），香水（8）ほか	3000 cc超乗用車（2.5），カラーテレビ（5），ゴルフ用品（4.9），シャンデリア（3.9），ほか
5年撤廃	トルエン（5），ゴルフクラブ（8），かみそり（8），殺菌剤（6.5），ロブスター（20）ほか	タイヤ（4），皮革衣類（6），ポリエステル（6.5），スピーカー（4.9）ほか
10年撤廃	フェノール（5.5），ボールベアリング（13），コンタクトレンズ（8）ほか	電子レンジ（2），洗濯機（1.4），ポリエステル樹脂（6.5），模造装身具（11），ベアリング（9），繊維乾燥機（3.4），商用車（25）ほか
10年以上	タラ（30），ニベ（63），ヒラメ（10），サバ（10）ほか	特殊履物（20～55.3）

（注）　カッコ内は現行関税率（単位％）。輸入額基準で3年以内に94％の関税を撤廃。
（出所）　韓国外交通商部，「韓米FTA分野別最終交渉結果」，2007年4月（韓国語）。

外をめぐっては，他の懸案事項での韓国の大幅な譲歩と引き換えに米国が除外を認めるという，いわゆる「ビッグディール」説が絶えなかった。韓国での医薬品価格決定プロセスにおける外国製薬会社の関与拡大と交換条件で，米国側が韓国市場でのコメ除外を検討しているとの報道[(26)]はその一例である。韓国側はセンシティブ品目について関税減免ばかりでなく，多様な手法を併用して国内への影響最小化を試みていた。これに対して米国側は最終段階に至るまで，韓国側がすべての農産物の関税を撤廃すべきという原則論を堅持したが，土壇場で韓国側に譲歩した。最終合意では，セーフガード，輸入割当（TRQ），現行関税の維持，関税撤廃の猶予期間，季節関税など韓国側に多様な保護手法が認められた。品目数も相当数に上る。

前提条件のひとつである医薬品は，交渉開始後にむしろ争点化した（羅城麟 [2006：195]）。米国側は韓国の薬価制度は新薬に優位がある外国製薬会社に不利で，高い薬価が設定される「革新的新薬」の認定基準も曖昧であると批判した。また，米国はポジティブリスト方式による選択的薬価リスト収載も批判している[(27)]。FTA交渉開始前に韓国政府は薬価適正化作

業の中断を決めたが，2006年5月3日に韓国保健福祉部は「薬価適正化方案[28]」を発表し，ポジティブリスト方式による薬価リスト収載を再び推進し始めた。この薬価制度改革は国際交渉の紳士協定である現状凍結原則違反と米国側に映っており，FTA交渉の新たな争点となった。米国側はFTA交渉において薬価適正化そのものに反対するよりも，むしろそれにともなって生じ得る損失を補填する観点から新薬に対する最低価格保障を要求した。最終合意では，米国側が要求した新薬への最低価格保障は行われなかったが，薬品製造に関する知的財産権保護が厳格となったために韓国製薬会社がコピー薬（ジェネリック薬）を製造・販売するのが難しくなった。このため，コピー薬を収益の柱としてきた韓国製薬業界には暗雲が立ち込めている。新薬開発へ軸足を移す動きもあるが，資金不足のためにその成否は不透明なのが現状である。

サービス・投資分野は現状追認が多くみられ，今回の交渉で得たものはとくにないとの評が多い。韓米間の懸案であった映画について，交渉開始前に韓国がスクリーン・クォータを縮小することで決着しているが，文化侵略との批判も呼んでおり，反対運動がくすぶっている。交渉期間中,米国は韓国の宅配，法律，会計，通信，放送などについて関心を示していることが伝えられた。宅配では国際宅配便が信書送達の独占送達から外れたが，これは現状の追認である。法律および会計については，発効5年後には米国事務所による合弁まで可能になるが，これも既定方針を再確認したものである。通信についてはKT（旧韓国通信），SKテレコム以外の基幹通信会社への100％間接投資が認められることになった。放送では,PP（放送チャンネル使用事業者）への100％投資が認められることになった。専門職ビザ割当は韓国が要求したが，米国側は認めなかった。

その他分野においては，知的財産権分科会では保護期間70年を主張する米国側と50年を主張する韓国側が対立した。また，同分科会では一時的ファイル複製にまで著作者の統制権を求める米国側とそれを拒否する韓国側の対立がみられた。最終合意では知的財産権の保護期間延長と一時的ファイルへの著作権はほぼ米国の意向どおり盛り込まれた。

第３節　韓米 FTA における民間の対応

１．経済団体

経済団体は概して韓米 FTA 推進を支持している。

財界を代表する経済５団体は 2006 年２月 10 日，韓米 FTA が米国市場での韓国製品の競争力向上に貢献するとして，その推進を強く求める声明を発表した。この経済５団体とは，韓国貿易協会，全国経済人連合会（全経連），大韓商工会議所，韓国経営者総協会 , 中小企業協同組合中央会である。

また 2006 年８月の大韓商工会議所のアンケート調査では，ソウル首都圏所在の企業 620 社のうち 65.8%が韓米 FTA の積極推進を求めている。

経済団体による推進組織としては,「韓米 FTA 民間対策委員会」がある。同委員会は韓国貿易協会, 全経連 , 中小企業中央会, 大韓商工会議所, 農協, 銀行連合会の経済６団体を共同委員長として2006年４月18日に発足した。上記６団体のほか，製造業，農水産業およびサービス業の主要 28 団体が委員を送っている。韓米 FTA 締結にともない被害が予想される農業の代表者（農協）も委員会に参加しているのは興味深い。同委員会の設立目的は，韓米 FTA に対する民間の体制整備である。主たる活動は，業界の意見を政府に提出して交渉に反映させることや，国内業界間および米国業界との情報交換などである。

政府と業界との間にはこのほかに，後述の韓米 FTA 締結支援委員会を通じた接触もあり , 一定程度のコンタクトは保たれているようである。

２．市民団体

市民団体はおおむね韓米 FTA に対して批判的な立場をとる(29)。彼らによる反対運動は交渉開始発表の直後から活発化し，連日のようにメディアをにぎわしている。

反対派の司令塔は，「韓米 FTA 阻止汎国民運動本部」（通称「汎国本」）

である。韓米 FTA 交渉の開始が宣言されてから 12 日後の 2006 年２月 15 日に「スクリーン・クォータ死守　韓米 FTA 阻止汎国民対策委員会（汎国対）準備委員会」として発足し，拡大再編されて３月 28 日に汎国本が発足した。汎国本は現在，市民団体だけでなく労働団体，農民団体，文化人団体，学生団体など 300 近い団体を結集する（表７）。これら団体のうち韓米 FTA の直接の利害関係者は農民団体と映画関係者であり，残りの多くは程度の差はあれ反米感情が運動参加への原動力となっている。

市民団体の反対運動は，2002 年の女子中学生轢殺抗議運動から平沢の米軍基地拡張反対運動に至る一連の反米運動を色濃く反映している[30]。反米と絡めた反 FTA 論者の特徴は，韓米 FTA が経済侵略や民族文化破壊を引き起こすと考えている点である。スクリーン・クォータの削減を文化侵略と受け取る見方はその典型的なものであるし，「韓米 FTA は第２の乙巳条約（1905 年の第２次日韓協約）」との鄭泰仁前青瓦台国民経済秘書官の発言は，経済植民地化の可能性を指摘するものである[31]。

活動手法は左派の「運動圏」のそれと同様で，2002 年末の大統領選をほうふつとさせるネットを通じた署名運動や，公聴会での抗議，ろうそく集会，街頭デモや集会，交渉会場でのデモ，米国への遠征デモ，批判本[32]の出版など，多様である。一連の活動のなかでも，３度にわたる米国への遠征デモ[33]と 11 月の全国 13 都市での韓米 FTA 反対デモは一般国民の耳目を引いた。

表７　韓米 FTA 阻止汎国民運動本部（汎国本）のおもな構成団体

農民	全国農民連帯，全国農民会総連盟
労働	全国民主労働組合総連盟（民労総），韓国労働組合総連盟（韓国労総），全国教職員労働組合（全教組），全国公務員労働組合，全国事務金融労働組合連盟，全国言論労働組合
文化	スクリーン・クォータ文化連帯，民族文化作家会議，民族写真家協会
政治	民主労働党，社会党
市民・宗教・学生・学会	民主社会のための弁護士の集まり（民弁），学閥のない社会，真の教育学父母会，参与連帯，言論改革市民連帯，6.15 南北共同宣言実現と韓半島平和のための統一連帯，カトリック社会宣教連帯会議　韓国大学総学生連合（韓総連），民主化のための教授協議会

（出所）　崔炳鎰 [2006：49]。

反対運動にも課題はある。第１に，過激な活動が国民の不興を買いかねないことである。第２に，汎国本内部でも韓米 FTA への反対姿勢にはかなりの温度差がある。大きく分けて絶対反対，手続き的反対（国民意見の集約手続きに瑕疵(かし)），時期に反対（将来の実施）の３つに分けられる。FTA が締結された場合にどうするか展望をもっていないのも問題であろう。

第４節　韓米 FTA における政府の体制

１．政府の推進体制

韓米 FTA は他国の FTA とは切り離された特別体制で推進されている。図３のように推進体制は大統領を頂点とし，対外経済委員会，対外経済長官会議，韓米 FTA 締結支援委員会および経済政策調整会議が分掌している。

対外経済委員会は，大統領を議長とする国民経済諮問会議を構成する９つの分野別委員会のひとつで，国民経済の主要懸案に対する方針策定に関して，大統領の諮問に応じる。対外経済委員会は，諮問会議の諮問委員 30 名のうち議長の指名する数人が運営に当たるが，実際の活動は大学教授と政府系研究機関の研究者など 10 人を専門委員とする専門家支援班会議が中心である。近年では FTA 交渉前における国内経済への影響分析や交渉途中における懸案分析などがおもな議題となっている。たとえば韓米 FTA については，交渉開始前にサービス部門への影響など各種分析が行われており，交渉開始後は韓米 FTA を含めた FTA の国内農業への影響について検討が行われている。

対外経済長官会議は，財政経済部長官が主催し，教育人的資源部，法務部，文化観光部，農林部，産業資源部，情報通信部，海洋水産部，保健福祉部，特許庁，通商交渉本部など関係部署の長が参加する。FTA との関連では，共同研究着手や交渉開始など FTA 推進における重要な節目で，政府の最

図３　韓米 FTA の推進体制

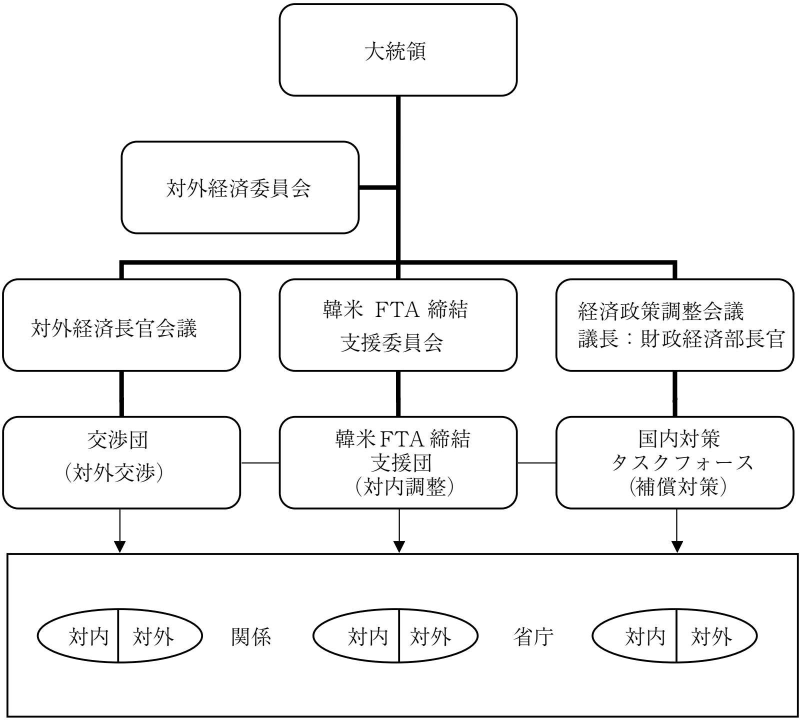

（出所）　韓米 FTA 締結支援委員会･支援団,「韓米 FTA 討論資料」, 2006 年８月 24 日, 73 ページ。

終的な立場を決定する場である。韓米 FTA に関しては 2006 年２月２日に交渉開始に関する報告が行われ，同日交渉開始が議決された。対外経済長官会議での議決に先立って，同会議の下に設置された FTA 推進委員会では案件の審議を行う。また交渉が開始された後には，交渉の経過について報告を受ける。

FTA の交渉が開始されると，FTA に関する政府内の作業は交渉，国内調整，補償対策の３つに分けて進められる。

米国との交渉では，次のような政府交渉団が組織されている。交渉は 17 の分科会に分けて行われており，各分科会の責任者には関係部署の担

当局長もしくは課長クラスが就いて,対米交渉に当たっている(表８参照)。物品貿易は,一般物品と農業，繊維を別建てにして議論が行われている。交渉実務の支援は，2006年３月末に創設された韓米FTA企画団が18人体制で担当している。同企画団は外交通商部にFTA局とは別途，同格に設置された。

国内調整は2006年８月に始動した韓米FTA締結支援委員会が担当している。同委員会の活動については後で詳述する。

補償対策は農林部や産業資源部など担当部署が所管するが，補償に関する政府部署間の調整は財政経済部長官が議長を務める経済政策調整会議で議論される。たとえば2006年10月27日の経済政策調整会議では，製造業への補償対策を定めた貿易調整支援制度の推進計画が議論されている。補償対策調整の実務は，関係各部署職員からなる国内対策タスクフォースが行っている。

２．韓米FTA締結支援委員会

⑴ 沿革と構成

2006年６月の第１回交渉後，韓米FTA交渉に対する政府の拙速さや国民広報の不足などへの批判が強まり，反対運動は一層の広がりをみせていた。また政府部内でも，交渉団を擁する通商交渉本部の独走への疑問が出始めていた。こうした状況の下，第２回交渉が始まった７月10日，盧大統領は韓米FTA推進広報に関する専門チームを別途構成することを指示した。こうして誕生したのが大統領直属の「韓米FTA締結支援委員会」である。

支援委員会は大統領府所属となり，８月１日に始動した。委員長には「韓米FTAの伝道師」の異名をとる韓悳洙前財政経済部長官兼経済副首相が就任した。米国以外とのFTAではこうした特別な機構は作られていない[(34)]。支援委員会の創設によって，交渉と国内対策の２つに分けられていた韓米FTA推進体制は，交渉に専念する交渉団，国内調整等を担当する締結支援団，補償対策を担当する国内対策タスクフォースの３本立て

表８　韓米 FTA の交渉分科会の構成

分科会	分科長	所管
首席代表	外交通商部　金宗壎大使	
物品貿易	外交通商部　韓米 FTA 企画団長	物品に関する内国民待遇および市場アクセス
農業	農林部　国際農業局長	農業
繊維	産業資源部　繊維生活チーム長	繊維
原産地 / 通関手続き	外交通商部　FTA 商品交渉課長	原産地
	財政経済部　関税協力課長	通関
貿易救済	産業資源部　調査総括チーム長 外交通商部　韓米 FTA 国内対応チーム長	貿易救済
	財政経済部　関税制度課長	
衛生検疫（SPS）	農林部　FTA2 課長	SPS
技術障壁（TBT）	産業資源部　技術規制対応チーム長	TBT
投資	外交通商部　FTA 第１交渉官 産業資源部　投資政策チーム長	投資
サービス	財政経済部　通商調整課長	サービス一般 / 人力移動
金融サービス	財政経済部　国際金融審議官	金融サービス
通信 / 電子商取引	外交通商部　FTA 第２交渉官	通信サービス
	外交通商部　FTA 第２交渉官 産業資源部　デジタル戦略チーム長	電子商取引
競争	外交通商部　FTA サービス交渉課長 公取委　国際協力チーム長	競争
政府調達	外交通商部　多国間通商局長 財政経済部　会計制度課長	政府調達
知的財産権	外交通商部　地域通商局長 文化部　著作権課長	知的財産権
労働	外交通商部　国際経済局長 労働部　国際交渉チーム長	労働
環境	外交通商部　国際経済局長 環境部　地球環境担当官	環境
紛争解決 / 透明性 / 総則	外交通商部　韓米 FTA 総括チーム長	定義 / 紛争解決 / 透明性 / 例外 / 最終条項
自動車	外交通商部　地域通商協力官 産業資源部　自動車造船チーム長	
医薬品 / 医療機器	福祉部　韓米 FTA タスクフォース局長	

（注）　自動車と医薬品は作業チーム。
（出所）　韓米 FTA 締結支援委員会・支援団「韓米 FTA 討論資料」2006 年８月 24 日。

体制となった。

韓米 FTA 締結支援委員会および支援団の構成は図４のとおりである。委員会は経済界, 言論界, 学会, 市民団体など民間委員８名と政府委員６名, そして委員長の 15 名からなる。実務を担当する支援団は２局８チーム 55 名体制で，国民への情報提供，国民の意見集約，国会活動への支援，社会的対立の調整などをおもな任務とする。FTA 関連の政府各部署とのネットワーク構築を図るために，支援団には外交通商部以外からの出向者を多くあてるとともに，業界等に関する専門知識をもつ研究者も配置した。

⑵　おもな活動

情報提供は支援委員会ホームページや広報冊子, 新聞広告, テレビコマーシャルなどを通じて行われている。ただし，反対派の活動が広がった後の作業だけに，苦戦は否めない。

意見集約は，原則として最小単位の業界団体と行っている。たとえば農業の場合，作物ごとの団体（たとえばトマトやキュウリなどの生産団体）と接触している。製造業でも同様の方法で接触しているようである。個別品目における開放の度合いを業界と話し合う場合，業界の要望を聞いてから素案を作るのではなく，部内で作ったたたき台を業界に提示することから始めている。業界と政府の間で折り合いが付かない場合は，国会議員から政府へ側面的な圧力が加わる場合もある。ただし，政府の方針に業界が正面から反対しにくい雰囲気が残存しているようである。

また反対派対策は，広報活動が中心となっている。汎国本へは，支援団等の政府側からアプローチはなかった [35]。

３．FTA 施行にともなう国内補償措置

韓国政府は，FTA 施行にともなって被害を受ける企業や勤労者に対して,「製造業等の貿易調整支援に関する法律」にもとづく支援を行うことにしている。企業向け融資や勤労者向けの転職支援などが予定されている。同法は 2007 年４月から施行され，支援規模は 10 年間で企業分が２兆

図４　韓米 FTA 締結支援団の組織

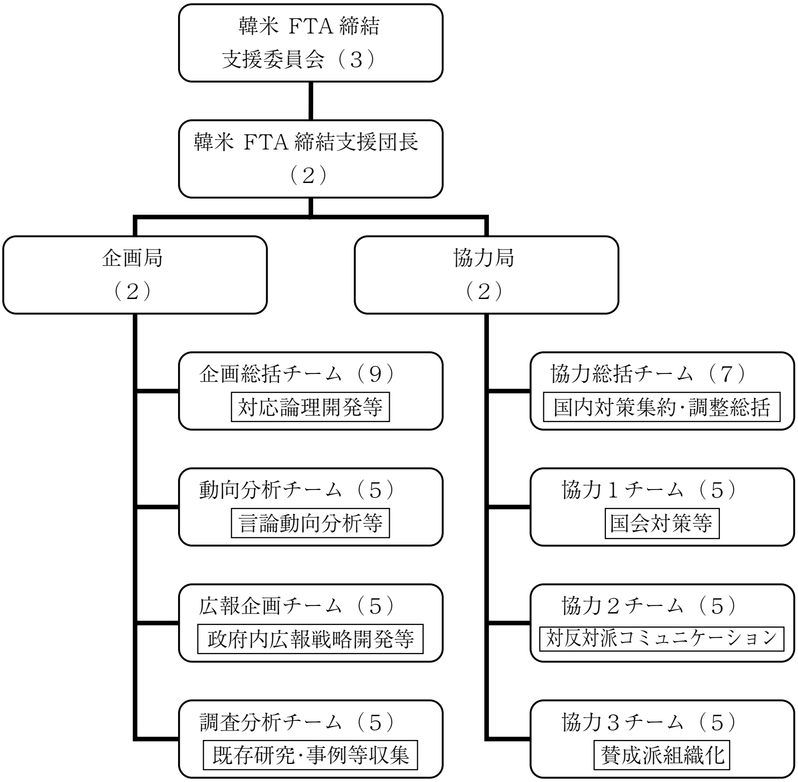

（注）　カッコ内は定員。
（出所）　韓米 FTA 締結支援委員会･支援団,「韓米 FTA 討論資料」, 2006 年８月 24 日, 75 ページ。

6400 億ウォン，勤労者分が 2073 億ウォンと予定されている(36)。

最も大きな影響を受けるとみられる農業部門に対しては，2003 年の韓国チリ FTA の際に，その後続の FTA の影響も含めた FTA 被害への補償策として 2004 年から 2013 年の 10 年間で総額 119 兆 3000 億ウォンの農業･農村中長期投融資計画が決まっている。より直接的な補償策としては，「自由貿易協定締結に伴う農漁業人などの支援に関する特別法」にもとづく支援がある。規模は 2004 年から 2010 年までの７年間に１兆 2000 億ウォ

ンで，生産施設高度化など競争力強化向けに8592億ウォン，廃業補償および所得補填などに3188億ウォンの支出が予定されている。

これら補償対策は，果たして支援策として十分かどうか検討の余地はありそうだ。たとえば農業だけで短期的には２兆ウォン以上（KIEPおよび農村経済研究院の推計）の生産減少が見込まれるが，直接補償策の総額はその半分程度である。農業向け直接補償策は韓米を含む全FTA向けのものであり，対中FTAのように農業への影響が甚大なFTAを締結した場合には基金枯渇の事態もあり得る。また，119兆ウォンの投融資計画の後半５年間の財源がいまだ明確でない(37)。その期間の所要額は68兆ウォンだが，国家予算規模（2007年度163兆ウォン，一般会計＋特別会計）からすると相当の巨費といえる。国内農業対策への追加要求も出始めているし(38)，交渉妥結後には政府サイドからも投融資計画予算の追加発言が出ていて(39)，国内対策費の無原則な膨張が懸念される。

４．政府体制の問題点

政府の韓米FTAへの取り組みのなかで，第１の問題点としてあげられるのが国民意見集約における準備不足である。公聴会運営の不備はそれを象徴づける。韓米FTAの第１回公聴会が開かれたのは2006年２月２日であった。だがこの公聴会の最大の問題は，FTA交渉開始宣言の１日前に開かれ，しかも公聴会は中断されている点である。政府の性急なやり方に激怒した農業団体などの反対派で埋まり，彼らの怒号のなか公聴会は中断されてしまった(40)。

公聴会の開催は「自由貿易協定締結手続き規定」がFTA交渉開始の要件として規定している。第１回公聴会は中断されたとはいえ，いったんは開かれているので，「手続き規定」は形式的には遵守されたといえる。しかし同規定が期待したのは，公聴会での国民の意見を政府が十分検討したうえでFTA交渉に乗り出すかどうかを決定するという慎重なプロセスである。このような直前の日程設定による公聴会運営は，FTA交渉前に十分な国民意見の集約を行おうとする「手続き規定」の精神を尊重したもの

とは言い難い。韓米FTAにおける政府の意見集約軽視の姿勢は「拙速交渉」との批判を招き，反対運動の激化につながったことは否定できない。

第2の問題点は政府部内における足並みの乱れである。政府各部署は韓米FTAを推進する姿勢であり，韓米FTA締結支援委員会が2006年8月に発足してからは部署間の軋轢（あつれき）は影を潜めている。しかし，それまでは韓米FTAについて部署間に相当の温度差があった。『朝鮮日報』2006年7月12日付には，韓米FTAをめぐる政府部内での混迷ぶりが書かれている。「韓米FTA，韓国政府に交渉戦略はあるのか」と題するこの記事は，交渉全般を通商交渉本部が一手に管掌し，他部署との連絡調整が良くなかった様子を描いている。通商交渉本部による独走を批判する政府関係者は「交渉窓口の通商交渉本部が交渉戦略まで思いのままに操るのは非常識」と述べた。FTA関連の国内調整に当たることとなっていた財政経済部とすら十分な調整が行われていなかった。同部のある幹部は「米国との交渉がこれほど早く始まるとは思わなかった。金本部長が大統領に提案して決定されたため，意思決定の過程で財政経済部は完全に蚊帳の外に置かれた」とコメントする。その他FTA関連部署との連絡調整も機能しているとはいえなかった。「農林部と話をしていると同じ政府とは思えない」（政府関係者）ほどであったというし，通商交渉本部と産業支援部が開放分野をめぐって激しく対立していることも記事は紹介している。

第3の問題点はFTA交渉過程における政府と国会の関係をどうすべきか，という点である。現憲法では行政府には条約締結・批准の権限がある（第73条）が，国会には条約批准の条件となる批准案同意を与える権限がある（第60条）。この規定の下では，国会がFTAに関与するのは批准同意案の国会上程後である。韓国チリFTAは上記手続きを踏んで発効したが，その批准が難航したのは先にみたとおりである。現在一部議員から提起されているのは，FTAに対する交渉前からの国会の関与である。

2006年2月2日に与野党議員41人(41)が「通商協定の締結手続きに関する法」（通商手続法）法案を国会に提出した。その趣旨はFTA交渉開始前に国会の同意を得ることを義務づけるなど，FTAに対する国会の関与を拡大するものであり，これによって政府による一方的な条約締結を

チェックしようというものである。政府は，同法案は憲法で認められた行政府の条約締結権を過度に制約するもので違憲であるとの立場である。しかし韓国チリ FTA 批准の際の国会における苦い経験から，政府は 2006 年８月に国会に新設された FTA 特別委員会に対する経過説明には力を入れている。

第５節　まとめ

周辺諸国に比べて FTA ネットワークの構築に遅れをとっていた韓国は，「同時多発的な FTA 推進」によって FTA 政策を本格的に展開しようとしている。2003 年に署名された韓国チリ FTA は批准に手間取り，国内調整において多くの課題を残した。それを教訓として FTA と関連した国内体制整備が進んだ。これまでの韓国政府の FTA 関連施策への評価は，現在進行中の韓米 FTA 交渉の成否にかかっているといっても過言ではない。

農業を中心に大きな打撃が予想されるうえ，交渉時間が少ないという，良好とはいえない環境のなかで，盧大統領の韓米同盟強化をねらった政治判断によって韓国は韓米 FTA 推進に踏み切った。交渉開始のための「４大前提条件」をクリアして，2006 年２月に交渉開始が宣言された。韓米 FTA は TPA による時間的制約から，2007 年３月末までに妥結する必要があった。交渉が終盤を迎えてもコメや牛肉，自動車，そして開城工業団地製品の扱いなど，難問が山積し，期限は急きょ延長された。最終的には交渉妥結に強い意志を示し続けた盧大統領のリーダーシップもあって，４月２日に韓米 FTA 交渉は妥結した。

民間の賛否の構図を大まかにみれば表９のとおりとなる。反対しているのは農民, 映画関係者などの直接的利害関係者のほか, 労働組合, 学生団体, 市民団体など愛国・反米色を帯びた勢力であり，その姿勢は鮮明で , 一定の社会的影響もある。一方，賛成しているのは主として企業，とくに大企業である。FTA を推進する政府との接触はある程度保たれているが，盧

表９　韓米 FTA への民間団体の賛否

反対派	賛成派
汎国本	
農民団体	主要業界団体
市民団体	
労働団体	
文化人団体（作家、映画関係者）	
学生団体	主要研究機関
米軍基地反対団体（平沢汎国対）	
左派系学者	ニューライト系学者
進歩政党（民主労働党など）	
若年層	高齢者
ネチズン（ネット利用者）	

（出所）　筆者作成。

政権の反企業的姿勢への警戒などから，交渉期間中の賛成姿勢はかなり控えめであった。

韓米 FTA に対するこれらアクターの姿勢を盧政権に対する支持勢力と重ね合わせてみると ,不思議な「ねじれ現象」がみえてくる。「ノサモ」とよばれる盧大統領の熱烈なサポーターであった人々が韓米 FTA 反対に回り，盧大統領の反米・反企業的姿勢を苦々しい思いでみてきた企業人らが韓米 FTA を支持しているのである。

FTA を推進する政府側の内情をみると，その足並みは一様ではなかった。当初大統領の政治決断によって推進された韓米 FTA は，その初期の準備を通商交渉本部がほぼ一手に引き受け，その他官庁との連絡調整は十分でなかった。また，交渉開始前における国民広報においても準備不足であったのは否めない。国内調整を担う韓米 FTA 締結支援委員会の成立経緯をみてわかるとおり，部署間の軋轢（あつれき）や後手に回った国民広報が交渉開始後も問題となったことは間違いなかろう。また，韓国チリ FTA 発効遅延の原因となった国会からは，FTA への関与拡大が提起されていて，FTA をめぐる政府対国会の綱引きは条約交渉をめぐる憲法論争に発展している。

長期的なメリットと引き換えに短期的な痛みを乗り越えねばならない FTA の推進には，十分な国内調整とそれを支える政権担当者の強い政治

的リーダーシップが必要である。韓米FTAに関していえば，交渉を妥結に持ち込んだ盧大統領に対してはその決断を率直に評価する声が出始めている。事実，10%台に落ち込んだ支持率は30%近くにまで上昇している。だが，国会での批准そして発効に至るまでに乗り越えるべき短期的痛みは相当強い。盧政権下での国内景気は低迷し，経済危機以後に拡大している所得の二極化現象は緩和されない一方で，韓米FTAが短期的には農業への打撃や貿易収支悪化などの負担をもたらすという。しかし，盧政権は韓米同盟やTPA時限などに配慮して交渉開始を急ぎ，国民や政府部内との調整を後回しにした。政権がFTA推進を決断したのは，国民の支持が低下した政権後半期で，交渉開始後は上述の「ねじれ現象」によって政権への支持は低下しており，妥結を機に厚みを増した支持もそれが長続きするかどうかはいまだ未知数である。今後の大きな山場は韓米FTAの国会批准であるが，批准を得るための勢いを盧政権が果たして十分に有しているのか，盧大統領の在任中に批准がされるのか，いまだ確信はもてない状況である。韓米FTAも韓国チリFTAと同様国内調整の不足がつとに指摘されており，批准に手間取るとの見方は根強い。

最後に，韓米FTAのために，韓国民のFTAへの関心は高まった。韓米FTAの締結にともなって中断されていた日韓FTAの再開や，韓中FTAの推進についても取りざたされている。EUとのFTAまで現実化しつつある現在，韓国が一気に「FTA通商国家」にのし上がるのかどうか，周辺国を含め今後の成り行きを世界が見守っている。

〔注〕

⑴　図1において貿易依存度は（財・サービス輸出＋財・サービス輸入）÷経済規模として定義される。経済規模は統計上の制約により1969年を境に異なる数値を採用した。1969年までの経済規模はGNP（国民総生産），それ以後はGNI（国民総所得）によった。

⑵　韓国外交白書では2006年以降，「FTAの推進」がWTOの先に記述されるようになった。

⑶　タイとは未署名である（序章を参照）。

⑷　インドとの間ではFTAという用語に代え，「包括的経済パートナーシップ協定」（CEPA）という用語が使用されている。これには物品，投資，サービスのみならず経済協力をも広く取り込んだ協定作りをめざそうという意図が込められている。

⑸　メキシコではFTAに対する国内的な反発があり，韓国との交渉ではFTAの代わりにFTAの前段階として「戦略的経済補完協定」(SECA)という用語が使われている。

⑹　日韓FTA交渉中断の経緯について韓国側は，「日本が農産物分野であまりに低い譲許水準（貿易量基準50％）を提示したため次期交渉日程を定められず，2004年11月以来交渉が中断された状態である」（外交通商部[2006：152]）という。今後の方針について韓国側は，「日本とは交渉時限よりも内容を重視する高い水準の包括的FTA推進という韓国の既存の立場を堅持し，日本が農水産物市場開放に誠意ある提案をしてくる場合,交渉再開の是非を検討する予定である」（外交通商部[2006:152-153]）と，厳しい姿勢を示している。

⑺　IMF,“Direction of Trade Statistics Yearbook 2006”による。

⑻　韓米FTA締結支援委員会「韓米FTA，お聞きになりたいことがありますか？」2006年10月（韓国語）。

⑼　アドレスはhttp://www. fta. go. kr/fta_korea/info. php?country_id=19（2007年1月31日にアクセス）。

⑽　スクリーン・クォータ（Screen Quota）とは，国内映画館において国産映画を一定基準以上上映することを義務づける制度である。韓国の場合，2006年7月1日以前は年間146日（40％）だったが，韓米FTA交渉開始前の合意にもとづいて同日以降73日（20％）に削減された。

⑾　『朝鮮日報』2005年9月21日付。

⑿　注11に同じ。

⒀　2006年11月の対外経済政策研究院（KIEP）での聞き取り調査による。

⒁　『朝鮮日報』2006年7月12日付および『毎日経済新聞』2006年2月6日付。

⒂　『毎日経済新聞』2006年2月6日付。

⒃　汎国本（韓米FTA阻止汎国民運動本部）はその設立経緯で，韓米FTA交渉開始の「4大前提条件」に言及している。そのなかで薬価適正化中断の時期にふれている。http://www. nofta. or. kr/webbs/view. php?board=nofta_5&id=153を参照のこと（2007年1月31日にアクセス）。

⒄　全国経済人連合会，「韓米FTA主要産業別影響と対応戦略」，2006年12月を参照。

⒅　『朝鮮日報』2006年11月16日付。

⒆　自動車利用者に対して公共交通整備への協力を求める趣旨。

⒇　『朝鮮日報』2007年3月23日付。

(21)　『農水畜産新聞』2006年8月21日付。

(22)　2007年1月19日に終了した第6回交渉の結果の総括については，外交通商部「韓米FTA第6次交渉　分野別交渉結果」を参照。

(23)　韓国は最近のFTA交渉において，開城工業団地製品を韓国製品（域外加工製品）とみなすよう交渉相手に働きかけてきた。2006年3月発効の韓シンガポールFTA以後のFTAにおいては開城工業団地製品の韓国産認定を勝ち取っている。韓国は2000年以来，南北経済協力の一環として休戦ラインから1.5キロメートルに位置する開城工業団地の造成事業および同団地への韓国企業の誘致を積極的に行ってきた。しかし団地の敷地が，米国が「テロ支援国家」に指定する北朝鮮にあるため，同団地での生産品を米国のほか日本やヨーロッパ主要国に輸出することが事実上不可能であった。

韓国はFTA交渉における開城工業団地製品の韓国産認定を通じて同団地製品の販路を拡大し，またこれによって南北経済協力の実をあげることをめざしている。

(24) 韓国外交通商部,「韓米FTA分野別最終交渉結果」, 2007年4月（韓国語), ３～４頁を参照。ここでの関税撤廃率の基準は輸入金額。

(25) 男性シャツなど韓国の主要輸出品目で原糸基準が達成できない場合は，原糸基準例外も確保された。

(26) 『朝鮮日報』2007年1月20日付。

(27) ポジティブリスト方式とは，効果が優れ経済的な薬品のみを薬価リストに収載するもので，2003年から検討が重ねられてきた薬価適正化の具体策である。米国側は新方式採用によって，高価格の新薬に主力を置く米国製薬品が薬価リストから漏れることを懸念している。収載漏れとなった場合，国民健康保険の適用を受けられず大きな打撃が予想されるため，薬価適正化の再考をFTA交渉開始の条件としていた。

(28) 韓国でいう「方案」は，方策あるいは対策を意味する。

(29) 一方，韓米FTAに賛成する団体も存在する。中道保守系団体を中心とする賛成派は2006年4月16日に「正しいFTA実現のための国民運動本部」発隊式を行った。

(30) 「平沢米軍基地拡張阻止汎国民対策委員会」や，2002年に米軍装甲車に轢殺された女子中学生２人と関連して作られた「米軍装甲車故申孝順・沈美善嬢殺人事件汎国民対策委員会」にも,「汎国民対策委員会」(汎対委）という名称が使われている。

(31) 『中央日報』2006年4月4日付。

(32) 汎国本（韓米FTA阻止汎国民運動本部）政策企画団[2006]がその代表例。

(33) 韓米FTA反対運動は反米運動であると同時に，反グローバリズム運動の系譜をも引く。2005年12月に香港で開かれたWTO閣僚会議の折に韓国の農民ら1001人が現地警察に拘束された例は，韓国の遠征デモ隊の過激さを世界に印象づけた。

(34) 外交通商部にもFTA局とは別に，韓米FTA企画団（局相当）が設置されている。

(35) しかし，政府と汎国本との接触が全くないわけではない。たとえば，2006年6月21日に開催された「韓米FTAと韓国経済」討論会では，汎国本と政府の関係者がともに出席している。汎国本での聞き取りによる（2006年11月)。

(36) 『国政ブリーフィング』2007年1月10日付。

(37) 農業投融資計画の前半5年間分51兆ウォンは，国家財政運用計画に織り込まれている。韓国農林部韓米FTAホームページを参照。(http://www. maf. go. kr/user.tdf?a=user. maf_portal. business. BusinessApp&c=1003&fn=ad_business37. htm, 2007年2月3日にアクセス)。

(38) 韓米FTA締結支援委員会での聞き取り（2006年10月30日)。

(39) 『朝鮮日報』2007年4月6日付。金錫東財政経済部第1次官は「(投融資計画予算が) 119兆ウォンで足らなければ，(支援を）さらに拡大する用意がある」と語った。

(40) 6月27日に開かれた第2回公聴会も，第1回公聴会と同様の事情で中断された。

(41) 法案提出者の政党別内訳は,与党ウリ党が24名で，野党はハンナラ党6名，民主労働党9名，民主党2名である。

〔参考文献〕

〈韓国語文献〉

羅城麟 [2006]『韓米 FTA 大韓民国報告書』ドンヘン。

汎国本（韓米 FTA 阻止汎国民運動本部）政策企画団 [2006]『韓米 FTA 国民報告書』。

ソン・ギホ [2006]『韓米 FTA のマジノ線』ケーマコンウォン。

外交通商部 [2006]『2006 年外交白書』。

李海栄 [2006]『なじみのない植民地，韓米 FTA』メイデー。

鄭仁教 [2006]『韓・米 FTA 論争 , その真実は？』ヘナム。

崔炳鎰 [2006]『韓米 FTA 逆転シナリオ』ランダムハウス。

崔世均 [2006]「農業部門　韓国チリ FTA　履行２年間の評価」『農政研究速報』第 30 巻，韓国農村経済研究院。

〈英語文献〉

Choi, I. and J. J. Schott [2001] "Free Trade Between Korea and the United States?," Institute for International Economics.